

アネシス西宮デイサービスセンター

契約書別紙（兼重要事項説明書）

（通所介護）

本書は、指定通所介護サービス提供開始にあたり、事業者が利用者に説明すべき重要事項を記載しています。

1. 事業者の概要

事業者名	医療法人社団 創生会
代表者（職名・氏名）	理事長 田口 真子
所在地	神戸市東灘区深江本町3丁目8番22号
設立年月	1999年11月26日

2. 事業所の概要

事業所名	アネシス西宮デイサービスセンター
介護保険者事業所番号	2870902166号
所在地	〒662-0866 西宮市柳本町8番7号
電話番号	0798-70-7451
FAX番号	0798-70-7453
開設年月	2004年4月
管理者氏名	堀内 淳司
サービス実施地域	当事業所から概ね3km以内の西宮市 ※当該地域での交通費はサービス料金に含まれております。 上記以外の地域でサービスを提供する場合は、実費相当額を負担いただきます。

3. 事業の目的

介護が必要と認定された利用者の介護サービスのご要望に基づき、当事業所の生活相談員、看護職員、介護職員等が、利用者の社会的孤立感の解消、及び心身機能の維持、並びに家族の身体的、精神的負担の軽減をはかるため、通所介護を提供いたします。

4. 運営方針

- (1) 当事業所の従事者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活上必要な支援や機能訓練を行います。
- (2) 事業の実施にあたっては、西宮市及び町内にある地域包括支援センター、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、及び町内の保健、医療、福祉サービスを提供する者との連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めます。
- (3) 前2項のほか「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとします。

5. 事業所の職員体制

職 種		職務内容	人 員
管 理 者		当事業所と従事者の管理を一元的に行い、事業所の従事者に対し、遵守すべき事項についての指揮・命令を行います。	1名
生活相談員		利用の申込みに係る調整、利用者の生活相談を行い、また他の従事者と協力して通所介護計画の作成等を行います。	2名以上
サービス提供者	介 護 職 員	サービス提供時間を通じて専ら通所介護の提供にあたり、通所介護計画に沿ったサービスの実施状況、及び目標達成状況の記録を行います。	5名以上
	看 護 師	利用者の心身の健康チェックなど看護にあたり、通所介護計画に沿ったサービスの実施状況、及び目標達成の記録を行います。また機能訓練指導員を兼務します。	2名以上
	機能訓練指導員	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。	1名以上

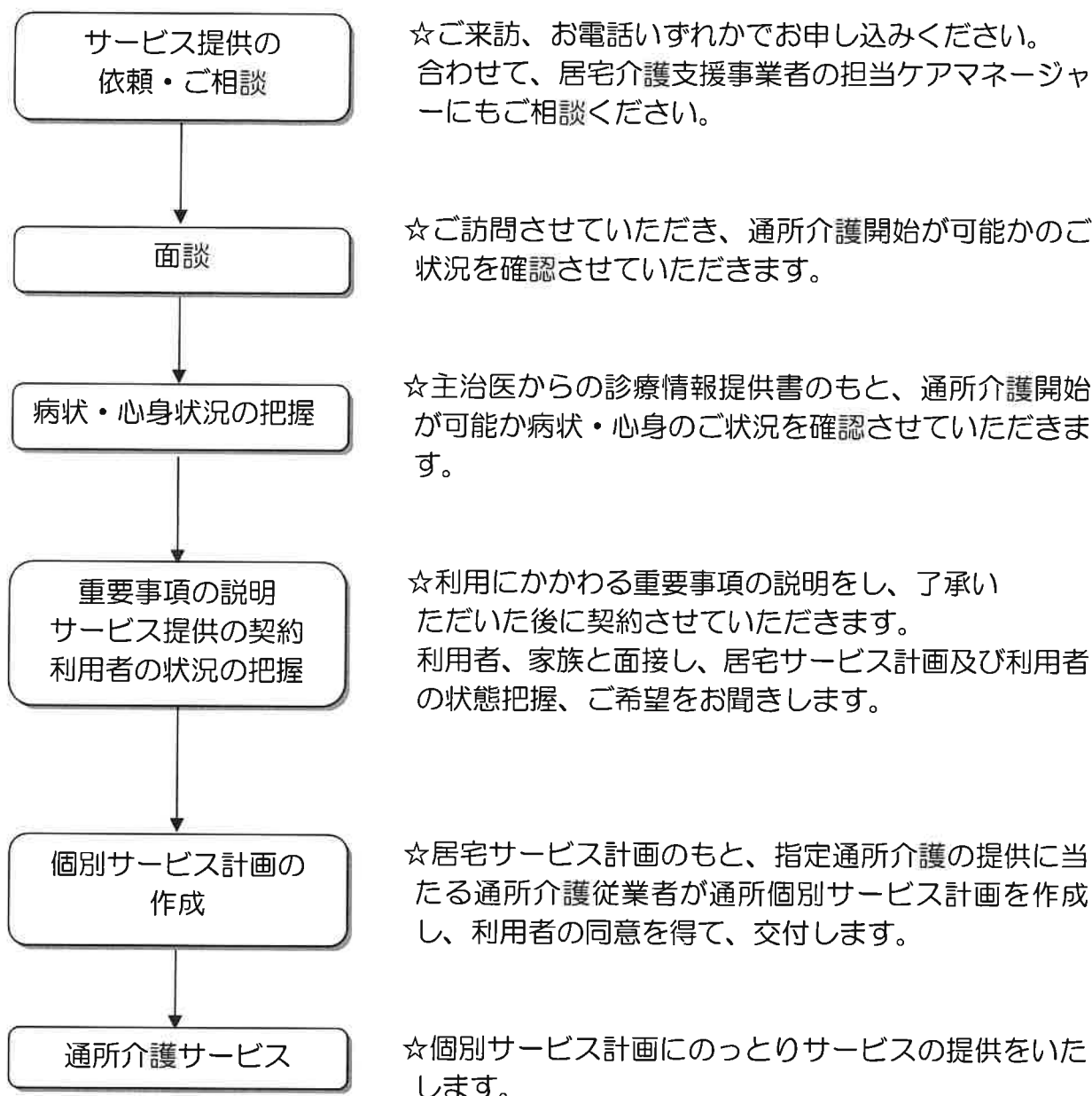
6. 営業日時

営 業 日	月曜日から土曜日まで（祝日も営業） 年末年始の休業日は、事前に連絡致します。
営 業 時 間	午前8：00 から午後5：00
サービス提供時間	午前8時30分から午後4時30分 午前9時00分から午後4時10分 午前9時00分から午後12時20分 午後1時00分から午後16時00分

7. 施設の概要

建物の構造	鉄筋コンクリート3階建（1階部分使用）
述べ床面積	344.63㎡（建物全体：1,044㎡）
利用定員	30名

8. サービス提供の手順



9. 個別サービス計画の作成

- (1) 事業者は、利用者の日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の居宅サービス計画の内容に沿って、サービスの目標及び目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した個別サービス計画を作成します。
- (2) 個別サービス計画の作成に当たっては、事業者はその内容を利用者へ説明して同意を得、交付します。
- (3) 事業者は、利用者及びその家族等の要請に応じて、個別サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族等と協議して計画を変更し、説明の上交付します。

10. サービスの内容

利用者に対しては、次の中から選択されたサービスを、指定の時間帯に応じて提供します。なお、サービス提供にあたっては、個別サービス計画にそって計画的に提供します。

サービス種類	通所介護
食 事	利用者の希望に応じて、昼食及びおやつを提供いたします。
入 浴	利用者の身体の状況に応じて、一般浴槽、特別浴槽に入浴していただき、必要な介助を行います。
排 泄	利用者の身体の状況に応じて、必要な排泄の介助を行います。
個別機能訓練	看護師、介護職員が共同して利用者の生活機能向上に係る個別の計画を作成し、これに基づく適切な個別訓練を実施いたします。
運動器機能向上訓練	看護師、介護職員が共同して利用者の運動器機能向上に係る個別の計画を作成し、これに基づく適切な個別訓練を実施いたします。
送 迎	送迎車両を使用して、利用者のご自宅から当事業所まで送迎します。

11. 利用料

◇介護保険給付対象サービス利用料金

<通所介護費> (1日あたり)

(通常規模型通所介護・3時間以上4時間未満)

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担額	1割	395円	452円	512円	569円	630円
	2割	790円	904円	1023円	1,138円	1,256円
	3割	1,185円	1,355円	1,535円	1,708円	1,884円

(通常規模型通所介護・7時間以上8時間未満)

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担額	1割	703円	830円	961円	1,093円	1,226円
	2割	1,405円	1,660円	1,922円	2,185円	2,452円
	3割	2,108円	2,490円	2,884円	3,278円	3,678円

加算の名称	備考	(1割)	(2割)	(3割)
入浴介助加算Ⅰ	入浴を行った場合 入浴介助の研修実施	43円/日	86円/日	129円/日
入浴介助加算Ⅱ	個別計画を策定し実践	59円/日	118円/日	177円/日
科学的介護推進体制加算	データ収集を行い、それを活用した介護サービスを提供	43円/月	86円/月	129円/月
認知症加算	認知症ケアの専門的な研修 修了者を1名以上配置。認	64円/日	128円/日	192円/日

	知症ケアに関する会議を定期的 に開催。規定員数に加え 看・介護 2 以上配置			
個別機能訓練加算 (I) イ	機能訓練指導員 1 名以上 配置。共同して計画し機 能訓練を行う	60 円/日	120 円/日	179 円/日
個別機能訓練加算 (I) ロ	(I) イに加え、機能訓 練指導員を 1 名以上配置	81 円/日	162 円/日	244 円/日
個別機能訓練加算 (II)	(I) に加え、利用者ごとの 心身の状況を重視した計画 と実施。LIFE データ提出	21 円/日	43 円/日	64 円/日
ADL 維持等加算 (I)	評価対象者 ADL 利得平均 1 以上。Barthel Index 評価を LIFE データ提出	32 円/月	64 円/月	96 円/月
ADL 維持等加算 (II)	(I) 要件を満たし評価対象 者 ADL 利得平均 3 以上	64 円/月	128 円/月	192 円/月
送迎を行わない場合	片道につき	-51 円/回	-101 円/回	-151 円/回
中重度者ケア体制加算	要介護 3 以上が 30%以 上、規定員数に加え看・ 介護 2 以上配置	48 円/日	96 円/日	144 円/日
栄養アセスメント加算	管理栄養士と共同して アセスメントを実施。 LIFE データ提出	53 円/月	107 円/月	160 円/月
栄養改善加算	管理栄養士と共同して 栄養ケア計画を作成	214 円/回	427 円/回	641 円/回
口腔機能向上加算 I	共同して口腔機能改善 指導計画を作成	160 円/回	320 円/回	481 円/回
口腔機能向上加算 II	(I) に加え LIFE デー タ提出していること	171 円/回	342 円/回	513 円/回
口腔・栄養スクリーニ ング加算 I	6 月ごとに健康状態を介 護支援専門員へ情報提供	21 円/回	43 円/回	64 円/回
口腔・栄養スクリーニ ング加算 II	6 月ごとに健康状態を介 護支援専門員へ情報提供※栄 養改善加算及び口腔機能向 上加算を算定している場合	5 円/回	11 円/回	16 円/回
若年性認知症利用者受入 加算	個別の担当者を定める	64 円/日	128 円/日	192 円/日
生活機能向上連携加算 I	理学療法士等の助言を受け る体制構築、個別機能訓練計 画を作成	107 円/月	214 円/月	320 円/月
生活機能向上連携加算 II	理学療法士等が訪問を行う 場合	214 円/月	427 円/月	641 円/月

サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	介護福祉士を70%以上配置 または勤続10年以上介護 福祉士25%以上配置	24円/日	47円/日	71円/日
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	介護福祉士を50%以上配 置	20円/日	39円/日	58円/日
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	介護福祉士を40%以上配 置または勤続7年以上 30%以上配置	7円/日	13円/日	20円/日
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)イ	所定単位数に10.3%を乗じた単位数に対し、地域区分別の単価と自己 負担割合を乗じた額			
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)ロ	所定単位数に11.1%を乗じた単位数に対し、地域区分別の単価と自己 負担割合を乗じた額			
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)イ	所定単位数に10.0%を乗じた単位数に対し、地域区分別の単価と自己 負担割合を乗じた額			
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)ロ	所定単位数に10.8%を乗じた単位数に対し、地域区分別の単価と自己 負担割合を乗じた額			

- i) 地域区分別の単価(3級地10.68円)で計算しています。
- ii) 負担割合証を確認のうえ利用者負担が割合証に記載の負担率となります。
- iii) 利用者がまだ要介護認定を受けておられない場合、サービス利用料金の10割を一旦お支払いいただきます。要介護認定を受けられた後、自己負担額を除く金額(介護保険から給付される金額)が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- iv) 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

◇介護保険給付外のサービス実費分

	負担金額
食費	昼食630円(非課税)、おやつ110円(税込)
おむつ代	テープ式おむつ250円 はくパンツ200円 尿取りパット 50円
交通費	概ね3km未満:無料 概ね3km以上:実費相当額
記録物の複写	1枚あたり11円(税込)

- ※ 消費税法その他関係法令の改正や経済状況の変化その他やむを得ない事由により、上記金額を見直すことがあります。
- ※ 利用料の変更については、サービス体系の変更、公租公課又は物価等の変動によりサービス利用料金の変動を行う場合、利用者に対し変更日の1ヶ月前迄に説明を行います。ただし、法改正に伴う変更については、関係機関の告示適用日より変更さ

せていただき、都度ご説明いたします。

1 2. 利用料のお支払方法

- (1) 事業所は、原則として利用料の支払いを口座引落としとします。利用者及び連帯保証人が指定する送付先に対し、利用料金の請求書兼明細書を、翌月末までに送付します。
利用者は、事業所に対し当該合計額を翌々月の5日に支払うものとします。
- (2) 事業所は、利用者又は連帯保証人から利用料金の支払いを受けた時には、利用者及び連帯保証人が指定する送付先に対して、領収書を送付します。
- (3) 利用料を振り込まれる場合の振込手数料、および施設の責に帰さない事由による利用料の返金手数料は、利用者又は連帯保証人が負担するものとします。

※利用料、利用者負担額、及びその他費用の支払いについて、正当な理由なく、支払い期日までに支払いが無い場合は、年14.6%の割合で計算した遅延損害金をお支払いいただきます。

1 3. サービスの中止・キャンセル料

- (1) 利用者は、事業者へ申し出ることにより、サービスの利用を中止することができます。
- (2) 前項によりサービスの中止をする場合は、スタッフ配置及び他利用者への送迎時間の影響がありますので、サービス利用日の前営業日の午後5時（前日が日曜日の場合は土曜日の午後5時）までに連絡をお願いします。
- (3) サービス利用日の前営業日午後5時以降のキャンセルにつきましては、昼食代及びおやつ代実費をお支払いいただきます。
- (4) 利用者は利用中止の申し出時に、次回サービス提供予定日までの希望日に、サービスの振替を申込みしていただくことができます。

1 4. 施設利用に当たっての留意事項

喫煙・飲酒	事業所内及び敷地内での喫煙・飲酒は禁止とします。
飲食	利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事をお召し上がりください。持参された食品に関しましては、当事業所の管理下にならないものとして、一切の責任を負いません。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はおやめください。
現金等管理	金銭、貴重品の管理は各自でお願いします。万一紛失の際には、一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。
禁止行為	事業所内での営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動が行わないようにお願いします。
動物飼育	事業所内へのペットの持ち込みは禁止とします。
引き受けかねる対応	利用者又はご家族より、以下のようなご要望があっても対応しかねますのでご了承ください。 ① 利用者にとって不適切又は介助時に苦痛を伴うこと ② 事業所・施設の業務運営上、不可能な方法

③ 利用者の生命に危険がおよぶようなこと

15. 高齢者虐待防止について

当事業所では、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 一 研修等を通じて、従業員の人権意識や知識、技術の向上に努めます。
- 二 個別支援計画の作成等適切な支援の実施に努めます。
- 三 従業員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

16. 身体拘束について

事業者は原則としてご利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、ご利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、ご利用者及びご家族に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また、事業者として身体拘束を解除するための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性…… 直ちに身体拘束を行わなければ、ご利用者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶと考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性… 身体拘束以外にご利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止できないと考えられる場合に限りします。
- (3) 一時性…… ご利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなったと考えられる場合は、直ちに身体拘束を解除します。

17. 相談・苦情窓口

(1) 当施設における相談窓口

事業所における相談や苦情については、次の窓口で受け付けます。

苦情解決責任者	管理者
苦情受付窓口	相談員
受付時間	月曜日～土曜日 午前9:00～午後5:00
電話番号	0798-70-7451
FAX番号	0798-70-7453

(2) 行政機関その他の相談窓口

西宮市法人指導課	所在地:西宮市六湛寺町10番3号 電話番号:0798-35-3082 FAX:0798-34-5465 受付時間:月曜日～金曜日9:00～17:30 (祝日を除く)
兵庫県国民健康保険 団体連合会 介護サービス苦情相	所在地:神戸市中央区三宮町1-9-1 電話番号:078-332-5617 FAX番号078-332-5650

談窓口	受付時間:月～金曜日 8:45～17:15
-----	-----------------------

18. 秘密の保持及び個人情報の保護について

- (1) 事業者及びサービス従事者は、医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスに基づき、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約が終了した後も同様です。
- (2) 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。

19. 家族への連絡

ご希望があった場合、利用者ご本人に連絡するものと同様に、家族へも連絡します。

20. 記録の保管

- (1) 事業者は、サービス提供の記録を作成することとし、サービスの提供が終了した日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス提供の記録を閲覧することができます。
- (3) 利用者は、当該利用者に関するサービス提供の記録の複写物の受け取りを希望する場合、当施設所定の申請書、本人確認のための書類を提出して下さい。「保有個人情報開示の求め」に係る手数料は、1件につき1,000円(税込)とさせていただきます。

21. 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の病状の急変その他、緊急事態が生じた場合は、緊急連絡先に連絡するとともに、主治医その他の医療機関に連絡を取る等必要な措置を講じます。

22. 損害賠償

- (1) 事業者は、サービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由によって、利用者に生じた損害について賠償する責任を負い、速やかに損害賠償を履行します。ただし、利用者側に故意又は過失が認められる場合に、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときには、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- (2) 以下の各号に該当する場合は、事業者は賠償責任を免れます。
 - ① 利用者又はその家族が、契約締結に際し、利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
 - ② 利用者又はその家族が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

- ③ 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
 - ④ 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者及び連帯保証人は、利用者の責に帰すべき事由により事業者が生じた損害について、連帯してその損害を賠償しなければならないものとします。

23. 損害保険への加入

事業者は、賠償責任保険等の損害保険に加入しており、その保険契約の内容については、希望に応じて情報公開するものとします。

24. 契約の終了

以下の事項に該当する場合は、契約は終了するものとします。

- ① 契約期間満了日の7日前までに、利用者から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了した場合
- ② 利用者又は事業者の申し出により契約が解約された場合
- ③ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ⑦ 利用者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他反社会的勢力の関係者であると判明した場合
- ⑧ 利用者が死亡した場合

<利用者からの解約の申し出>

利用者は、契約の有効期間中、申し出によって契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとします。ただし、次の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

- ① 事業所の運営規定の変更に同意できない場合
- ② 事業者が、正当な理由なくサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとしめない場合
- ③ 事業者もしくは従事者が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなど、契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合
- ⑤ 他の利用者が利用者の身体・財産・名誉等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

＜事業者からの解約の申し出＞

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、契約を解約することができます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合② 利用者による、サービス利用料金を 1 か月以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず、14 日以内に支払われない場合③ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の身体・財産・名誉等を傷つけ、又は、利用者が著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合④ 利用者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、あるいは、利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合⑤ 利用者又は扶養者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、信頼を失わせるような背信行為又は反社会的行為を行った場合⑥ 利用者及び連帯保証人又はご家族が、「施設利用にあたっての留意事項」に反する行為を行い、事業者の申し入れにもかかわらずこれに従わない場合 |
|--|

25. 重要事項の変更

重要事項説明書に記載した内容が変更される場合は、利用者に説明し、改めて同意を得るものとします。変更内容を通知する方法としては、変更された書類を交付し、口頭で説明します。

26. 第三者評価の実施の有無

第三者評価の実施	無
----------	---

27. 重要事項説明の年月日について

上記内容について利用者に説明いたしました。

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
説明者氏名	

利用者

私は、以上の重要事項説明書の内容について説明を受け、その内容を理解し、これが契約の一部となることを確認したうえ同意し、文書の交付を受けました。

住 所	
氏 名	

代筆者氏名 _____ 続柄 ()

代理人・立会人 (いずれかに○)

住 所	
氏 名	

<注>本書を2通作成し、利用者、事業者双方が1部ずつ保管する。